

川棚町公告第 23 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 8 日

川棚町長 波 戸 勇 則



- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1
川棚町農林水産課
- 3 本公告により、川棚町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha) ()経営 管理権設定面積	経営管理権の 存続期間	備考
集 11-1	中組郷西ノ尾 333-2	11 林班 213 小班	山林	0.75(0.50)	2035.3.31	
集 11-2	中組郷西ノ尾 337-2	11 林班 218 小班	山林	0.28(0.28)	2035.3.31	
集 11-3	中組郷笹の谷 287-1	11 林班 159 小班	山林	0.56(0.56)	2035.3.31	
	中組郷笹の谷 308	11 林班 186 小班	山林	0.65(0.65)	2035.3.31	
集 11-4	中組郷ハッタリ 314	11 林班 189 小班	山林	0.20(0.20)	2035.3.31	
集 11-5	中組郷笹の谷 281-2	11 林班 152 小班	山林	0.92(0.92)	2035.3.31	
集 11-6	中組郷字池頭 196-1	11 林班 57 小班	山林	0.49(0.49)	2035.3.31	
集 11-7	中組郷ハッタリ 331	11 林班 209 小班	山林	0.34(0.34)	2035.3.31	
集 11-8	中組郷笹の谷 288-5	11 林班 166 小班	山林	0.17(0.17)	2035.3.31	
集 11-9	中組郷笹の谷 284	11 林班 155 小班	山林	0.32(0.32)	2035.3.31	
集 11-10	中組郷柿ノ木田 245-19	11 林班 88 小班	山林	0.30(0.30)	2035.3.31	
	中組郷柿ノ木田 245-39	11 林班 97 小班	山林	0.10(0.10)	2035.3.31	
	中組郷笹の谷 286-1	11 林班 157 小班	山林	0.67(0.67)	2035.3.31	
	中組郷笹の谷 288-1	11 林班 162 小班	山林	0.18(0.18)	2035.3.31	
	中組郷ハッタリ 320-2	11 林班 196 小班	山林	0.18(0.18)	2035.3.31	
	中組郷ハッタリ 320-4	11 林班 198 小班	山林	0.28(0.28)	2035.3.31	
	中組郷西ノ尾 341-2	11 林班 222 小班	山林	0.35(0.35)	2035.3.31	
集 11-11	中組郷笹の谷 281-3	11 林班 153 小班	山林	0.44(0.43)	2035.3.31	
集 11-12	中組郷西ノ尾 338	11 林班 219 小班	山林	0.43(0.43)	2035.3.31	
	中組郷西ノ尾 353-4	11 林班 236 小班	山林	1.03(1.03)	2035.3.31	